

## 第16条

### （権利擁護のための成年後見制度）

虐待防止責任者は、障がい児の人権等の権利擁護のため、成年後見制度の利用を障がい者本人及びその保護者等に啓発する。

## 第17条

### （守秘義務）

虐待防止責任者、虐待防止マネージャー、虐待防止受付担当者及び虐待防止委員会、その他虐待解決に係る全ての者は、虐待通報者の氏名、虐待通報の内容その他相談等により知り得た個人情報を被虐待者、保護者虐待通報者の許可なく他に漏らしてはならない。

## 第18条

### （当指針の閲覧）

当該指針は、事業所内に掲示し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

## 第19条

### （その他）

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

## 附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和7年2月から第18条、第19条については追記する。